

福祉センター相楽会館の管理に関する条例

(昭和56年8月制定)

改正 平成15年 6月9日条例第2号 平成16年 4月30日条例第9号
平成19年 3月7日条例第5号 平成21年10月23日条例第5号
平成23年12月5日条例第2号

(目的)

第1条 住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため社会福祉施設として木津川市木津上戸15番地に設置された福祉センター相楽会館(以下「会館」という。)の管理については、この条例の定めるところによる。

(遵守事項)

第2条 会館の利用者は、会館内の秩序を尊重し、条例、規則その他代表理事の指示に従わなければならない。

(使用承認)

第3条 会館を使用しようとする者は、代表理事の承認を受けなければならない。

2 代表理事は、使用を不相当と認めるときは、使用を承認しないことがある。

(使用料)

第4条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の会館使用料及び規則に定める設備使用料を納付しなければならない。ただし、代表理事が公益上その他特別の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 使用料は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない事由により施設等を使用することができなくなったとき、又は代表理事においてやむを得ない事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則(平成15年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第9号)

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第5号)

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則(平成21年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第2号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

会館使用料

使用時間 区分 施設	午前の部	午後の部	夜の部	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
大ホール	円 6,000	円 8,000	円 8,000	円 22,000
備考 (1) 承認を受けた使用時間区分を超える使用料は、超過使用時間1時間(30分未満切り捨て30分以上1時間)につき、承認を受けた使用時間区分の使用料の額に10分の2を乗じて得た額				